

お知らせ

高齢者肺炎球菌予防接種費用の助成

福祉健康課

高齢者の肺炎とその重症化を予防するため、肺炎球菌ワクチンの予防接種をされる方に、接種費用の一部を助成します。

【対象者】 接種日に笠松町に住民登録のある65歳以上の方（ただし、過去5年以内に肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがなく、これまでに町の助成を受けたことのない方）

【助成額】 4,000円（ただし、接種費用が4,000円未満の場合はその接種費用）

【助成回数】 1人1回のみ

【助成方法】

	羽島郡内の医療機関で接種する場合	羽島郡外の医療機関で接種する場合
接種・申請の方法	①医療機関へ予約。 ②医療機関に設置してある「高齢者肺炎球菌予防接種費用に関する助成申請書」を記入し接種を受ける。 ③助成額4,000円を差し引いた接種費用を支払う。（接種費用は医療機関によって異なります） ※接種後、役場に申請する必要はありません。	①医療機関で接種費用を全額支払い、接種を受ける。（接種費用は医療機関によって異なります） ②医療機関で接種した証明（接種済証など）と接種費用のわかる領収書をもらう。 ③接種後3か月以内に、役場福祉健康課窓口または福祉健康センターへ申請する。 ※申請後、助成金を接種された方の口座に振り込みます。
持ち物	<接種時に必要なもの> ・保険証など（住所・生年月日のわかるもの） ・印鑑	<申請時に必要なもの> ・申請書（接種前または申請時に、役場福祉健康課窓口または福祉健康センターでお渡しします） ・印鑑 ・領収書 ・接種した証明（接種済証など） ・振込先のわかるもの

【注意事項】 この予防接種は任意接種で、予防接種法に基づく定期の予防接種ではありません。接種にあたっては、医師とよく相談してください。なお、接種後健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度により救済されます。

【問合せ先】 福祉健康課

お知らせ

国民健康保険に加入している方へ

70歳以上75歳未満の方の自己負担割合が変わりました 保険医療課

平成26年4月から、70歳以上75歳未満の方で、現役並み所得者以外の方の自己負担割合が変更になりました。ただし、昭和19年4月1日以前生まれで、すでに70歳以上の方は、これまでどおり1割に据え置かれました。

昭和19年4月2日以降生まれの方は、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の方はその月）から2割となります。

なお、現役並み所得者の自己負担割合は、3割のままで変更ありません。

70歳以上75歳未満の方の自己負担割合

現役並み所得者以外 ※後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された方は除く	昭和19年4月1日以前生まれの方	1割
	昭和19年4月2日以降生まれの方	2割
現役並み所得者		3割

【問合せ先】 保険医療課

ゴミの回収致します。
 まずはお問合せ下さい。

見積無料

 **高島衛生工業(有)**

*笠松町許可業者 ☎248-0089 (代)
 岐南町平成6-110 <http://www.t-eisei.co.jp>

自然にやさしい 環境創造

Shonan
松南株式会社

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3丁目6番9号
 TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808